

JAMIT 規程 第 901 号
制定 2020年11月13日

学会倫理規程

(目的)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本医用画像工学会（以下、「本学会」という）の会員が医用画像工学のための科学技術の研究開発を通じた社会への貢献、公益への寄与によって、産業と文明の発展に努力し、また、科学技術が人類の環境と生存に重大な影響を与えることを認識し、科学技術の発展とその成果の社会への還元において自らの良心と良識に従った自律ある行動が不可欠であることを常に自覚し、「本学会」に対する社会的な信頼を確保することを目的として定める。

(責任)

第 2 条 「本学会」会員は、医用画像工学がもたらす社会や個人への影響と危険性について十分に配慮し、自らの専門知識、経験を生かして、人類の安全、健康、福祉の向上・増進に配慮して活動する。

(公平性)

第 3 条 「本学会」会員は、人種、国籍、宗教、性別、障害に関わらず、公平かつ真摯に対応し、個人の自由と人権を尊重する。

(公正性)

第 4 条 「本学会」会員は、真摯に研究ならびに実践活動を行い、得られる結果に誠実に公正性を以って対応する。

(公明性)

第 5 条 「本学会」会員は、自身の関与する事実や活動について社会の理解と信頼、および協力を得るため、積極的にその成果を社会に還元するとともに、中立性、客観性を以って公明性に努める。

(自己研鑽と他者との関係)

第 6 条 「本学会」会員は、専門家として自己研鑽に努めるとともに、他者の能力向上を支援し、学術の発展と文化の向上に寄与する。

(知的財産の尊重)

第 7 条 「本学会」会員は、著作権、特許権などの知的財産権を尊重する。

(行動規範)

第 8 条 「本学会」会員は、研究開発、職務および日常生活において、環境、社会、組織、個人を尊重し、個人情報及びプライバシーの保護、社会人としての規範を遵守する。また、ヒト試料の使用に関しては「ヘルシンキ宣言(採択：1964、改訂：2000)」の倫理基準に従い、動物試料に対しても動物愛護上の配慮を行う。

(契約の遵守)

第 9 条 「本学会」会員は、専門職務上の契約の下に知り得た職務上の情報について機密保持の義務を全うする。それらの情報の中に人類社会や環境に対して重大な影響が予測される事項が存在する場合、契約者間で情報公開の了解が得られるよう努力する。

(改廃)

第 10 条 本規程の改廃は理事会の決議とする。

(附則)

1. 制定・改定の経緯

(1) 本規程は、一般社団法人日本医用画像工学会の設立の登記の日から施行する。